

# 差別のない明るいまちを 世の中には男と女 しかいない?

## ◆性的少数者

### ①「性同一性障害」

「性同一性障害」とは生物学的な性(からだの性)と性の自己認識(こころの性)が一致しない状態を指します。各国の統計からおおよそ男性三万人に一人、女性十万人に一人の割合で存在するといわれ、日本国内では、二十人から七千人程度の性同一性障害者が存在するとされています。

性同一性障害者のなかには、外見や行動を「こころの性」に合わせて日常生活を送っているため、外見と戸籍上の性別が異なっている人もいます。この場合、戸籍上の性別を明らかにすることを求められることで、結果として不利益や人権侵害を被ることがあります。

たとえば、公共機関の窓口などで、本人であることを疑われ、事情を説明させられたり、不愉快な対応を受けたりすることがあります。中には、「こころの性」と一致しない性別が記載された保険証を提示することをためらって、医療機関での受診が遅れたため、手遅れで生命を落とすという深刻な例もあります。

### ②戸籍上の性別変更

性同一性障害者がこうした人権侵害や不利益を受けることに対応して、国は二〇〇四(平成

十六)年に、一定の要件(※次の枠内参照)を満たせば家庭裁判所の審判を経て、戸籍の性別を変更することが可能となる「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」が施行されました。

また、一部の地方公共団体では、性同一性障害者への配慮から、公的書類の性別欄を可能な限り削除したりする動きも見られるようになりました。

## 性別変更審判に必要な要件

- 二十歳以上であること。
- すでに婚姻をしていないこと。
- 現に未成年の子がいないこと。
- 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
- その身体について、他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。

### ③性的指向

性的指向とは、人の性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念です。性愛の対象が異性に向かうのを異性愛、同性に向かうのを同性愛、男女両性に向かうのを両性愛と言います。

なお、WHOでは、一九九〇年に、国際疾病分類からそれまで記

載されていた同性愛の項目を削除しました。日本では、一九九五年から、日本精神神経学会が同性愛は治療対象となる障害ではないとして、同様の基準を採用しています。

## ◆性的少数者が直面する課題

若年層においては、当事者が正しい知識を得る機会が少なく、性のあり方に違和感を持ちながら、誰にも相談できずに自分が異常であると悩み続ける場合もあります。また、周囲の人々や家族に自分が性的少数者であることを公表した時にも、家族などからの理解を得られず孤立してしまうことがあります。

特に、性同一性障害者は、さまざまな場面において「こころの性」とは違う振る舞いや服装を要求されたとき、当事者が苦痛を感じ、それになじまないでいることでいじめを受けたりすることがあります。さらに、戸籍を変更していない場合、身分証明書類に掲載されている性と外見の性が違うことにより、困難に会うこともあります。

また、同性愛者、両性愛者に関しては、少数派であるために正常と思われず、社会に残っている根強い偏見からさまざまな人権問題が発生しています。時には、同性愛者への差別や排除が暴力に至ることもあり、非常に深刻な問題です。

性的少数者に対する偏見や差別はなぜ起こるのでしょうか。大きな要因の一つとしては、差別する側の無理解や誤った認識があげられるでしょう。世の中には、自分の考えた通りの「男性」と「女性」しかないという信じ、それ以外の人々は、自分の理解を超えているという理由だけで排除しようとするのです。

## ◆真の共生社会へ

法律や制度の制定、啓発活動、性的少数者自身による努力もあり、以前に比べて性的少数者についての認識や共生の意識が少しずつ広まってきています。最近では、性的少数者であることを公表した人が政治やスポーツ・芸能などの分野で活躍する姿も見られるようになっていきます。

今後、さらに性的少数者についての正しい理解や認識を深め、すべての人々の人権が尊重される真の共生社会をつくっていくことが必要です。

### 参考・引用文献

- 「あわ人権学習ハンドブック」
- 徳島県教育委員会発行
- 「人権啓発パンフレット」
- 人権教育啓発推進センター発行